

米子市民インフルエンサー事業実施要領

1 趣旨

この要領は、米子市民インフルエンサー事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、米子市民インフルエンサー(以下「インフルエンサー」という)の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

2 活動内容

(1) インフルエンサーは、要綱第3条に定める活動に加え、次に掲げる活動を行うことができる。

ア 市の魅力発信に関する自主的な投稿

イ 要綱第8条に定める報酬の対象となる回数を超えて行う投稿

ウ その他市長が必要と認める活動

(2) 前項に掲げる活動は、報酬の対象としないものとする。

3 活動依頼

(1) 市は、インフルエンサーに対し、投稿テーマ、投稿内容その他必要な事項を示し、市が指定する方法により投稿の依頼を行うものとする。

(2) 市は、市の魅力発信に必要な取材又は体験を目的として実施する視察、見学、体験等(以下「ファムツアー」という。)への参加を、市が指定する方法によりインフルエンサーに依頼するものとし、ファムツアーに参加したインフルエンサーは、当該ツアーにおいて自ら取材した内容について投稿するものとする。

4 投稿内容の確認

市は、必要に応じて投稿内容の事前確認を求めることができる。

5 投稿の取扱い

(1) 報酬の対象となる投稿は、インフルエンサーが登録時に市に届け出たソーシャルメディアのアカウント(以下「登録アカウント」という。)により行われたInstagram及びFacebookのフィード投稿及びリール投稿、Xの投稿並びにTikTokの投稿とする。

(2) インフルエンサーは、登録アカウントを変更しようとするときは、あらかじめ市に届け出なければならない。

- (3) 報酬の対象となる投稿は、市の依頼に基づき行われたものに限るものとする。
- (4) 同一テーマの投稿を複数回又は複数の SNS で行った場合は、1 投稿として取り扱うものとする。
- (5) 投稿内容に不備又は誤りがある場合は、市は修正又は投稿の削除を求めることができる。
- (6) インフルエンサーは、投稿内容に不備又は誤りが判明した場合は、速やかに必要な措置を行うものとする。
- (7) インフルエンサーは、投稿に関して第三者との間でトラブルが生じた場合又はそのおそれがある場合は、速やかに市に報告するものとする。

6 実績報告

- (1) インフルエンサーは、活動実績について、次に掲げる事項を記載し、市に報告しなければならない。
 - ア 投稿日、投稿テーマ、投稿媒体及び投稿 URL
 - イ 当該投稿に係る閲覧数、いいね数、リーチ数その他の反応（確認可能なものに限る。）
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 前項の報告は、当該月分について、翌月 10 日までに市が指定する方法により行うものとする。

7 報酬の支払

- (1) 市は、前条の報告内容を確認の上、要綱第 8 条の規定に基づき報酬を支払うものとする。
- (2) 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、報酬を支払わないことができる。
 - ア 依頼内容に適合しないと認められるとき
 - イ 内容に重大な誤り又は不適切な表現があるとき
 - ウ その他報酬の支払が適当でないと認めるとき

8 任期の更新

市長は、インフルエンサーの任期の更新に当たり、任期中の活動実績、活動状況その他必要な事項を考慮し、決定する。

9 任期途中での退任

インフルエンサーは、任期途中においてその任からの退任を希望する場合、市が指定する方法により、市に申し出るものとする。

10 留意事項

インフルエンサーは、その活動及び投稿に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 投稿内容については、正確性に留意すること。
- (2) 第三者の権利（著作権、肖像権等）を侵害しないよう十分配慮すること。
- (3) 取材先又は関係者への配慮を欠くことのないようにすること。
- (4) 特定の事業者、商品又はサービスに係る過度な広告又は利益誘導とならないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動と誤認される発信を行わないこと。
- (6) 市の信用又は品位を損なうことのないよう行動すること。
- (7) 市の依頼に基づき行う投稿については、当該投稿が市の関与の下で行われるものであることを一般の利用者が明確に認識できるよう、投稿文の視認しやすい位置に「#米子市民インフルエンサー」を表示し、市の依頼に基づく投稿である旨を記載すること。

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。